

県 P 安 発 第 6 号

令和 4 年 9 月 29 日

各 単 位 P T A

保 護 者 様

奈良県 P T A 安全会

理事長 春 山 真 美

(公 印 省 略)

「安全会カード」の配布について

時下、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

平素より、P T A の諸活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、日頃から奈良県 P T A 安全会会員の皆様には、P T A が主催または共催する行事における不慮の事故により該当する傷害を被った場合や、偶然な事故により該当する賠償責任が生じた場合等には、当安全会の保険をご利用いただいております。

また保険の内容につきましては、これまでも P T A 広報紙上やあんぜん通信の発行を通して、周知・啓発に努めてまいりました。

しかしながら、個々の会員の皆様が安全会加入の有無をご存知でなかったり、補償内容や事故が起きた際の手続きの方法をご存知でなかったりして、保険のご請求に遅れ等が生じているのが現状です。

そこで、奈良県 P T A 安全会では、今年度も別紙の【奈良県 P T A 安全会カード】を作成し、会員の皆様（1世帯に1枚）に配布することにいたしました。

これは主に、奈良県 P T A 安全会会員であることの意識を高めるため、また、会員が補償内容を把握するためのものです。

このカードの内容をご熟読の上大切に保管していただき、もしもの時にご利用下さい。

『奈良県 P T A 安全会』は、

- ① 単位 P T A から報告のあった P T A 行事に於けるほぼ全ての傷害・賠償責任負担の事故に適用されます。（行事の追加は随時受け付けています。但し、行事实施前に手続きが必要です。）
- ② 対象は、会員である保護者、先生、園児・児童・生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の適用外事例のみ）、特別会員、P T A 会員の同居の親族、P T A 会員の代理として行事に参加する者（但し、当該行事への参加が事前に P T A より認められている者に限る）になります。

傷害等が発生した場合には、まず所属の園・学校の P T A 担当者へ連絡し、「事故発生通知書」を作成の上、原本を 30 日以内に県 P 事務局へ送付して下さい。（令和 4 年度安全会のしおり P.15）

万一 30 日経過後のご報告の際は遅延理由書（同 P.18）をおつけ下さい。よろしくお願いいたします。